

国は、内閣府や厚生労働省が担っていた子ども・子育て分野の事務の一元化を進めるため、令和5年4月にこども家庭庁を設置した。令和5年12月には、政府全体のこども施策の基本的な方針を定める「こども大綱」を閣議決定し、市町村にこども計画の策定を求めている（努力義務）。

こども大綱では、こども施策に関する基本的な方針が示されている。これは核家族化や共働き化による子育て世帯の負担の増加のなかで、子どもの貧困、児童虐待、不登校や引きこもりなどの問題が深刻化する状況を踏まえて、こども・若者の成長や学び、生活基盤の安定化、結婚、子育ての希望を叶えること等、こどもを中心とした総合的な施策を進める方針となっている。

小諸市ではこれまで、「次世代育成支援行動計画」「子ども・子育て支援事業計画」を一本化した計画により、主に子育て家庭への支援を推進してきた。今回その更新にあわせて、「子ども・若者計画」「子どもの貧困対策についての計画」をさらに組み込み、総合的なこども施策を進められる計画とする。

■こども大綱で示されている理念・施策の方針(一部抜粋)

●理念

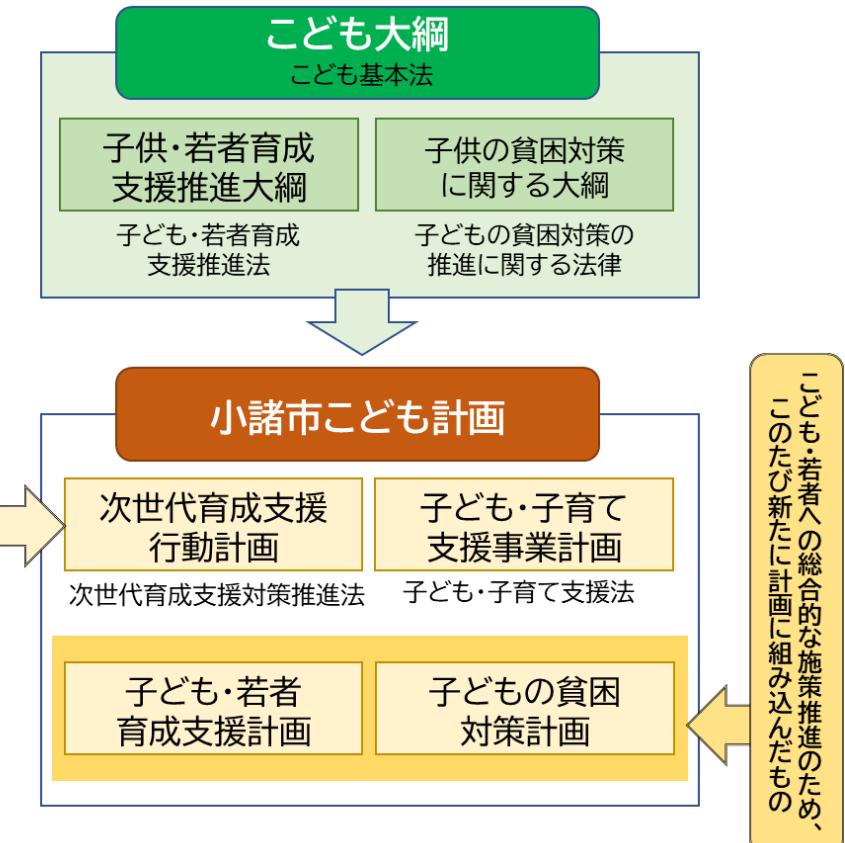
- ・こども、若者が権利の主体であり、人格・個性の尊重、権利を保障すること
- ・こどもや若者、子育て当事者の視点の尊重、意見の収集と対話

●施策の方針

- ・こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく支援する
- ・良好な育成環境の確保、困難な状況にあるこども・若者、家庭への支援・合理的配慮
- ・若い世代の生活の基盤の安定と、結婚・子育てに関する希望の形成と実現支援

これまでの子育て支援施策だけでは対応できない

子育て支援に加え、こどもや若者の成長、困難を有するこども、若者、家庭への支援を切れ目なく実施することが求められる



※こども計画の策定にあたっては、権利主体である当事者視点の尊重や当事者からの意見聴取・対話の結果を施策に反映していくことが重要とされている。そこで小諸市としても、こどもや保護者へのアンケートや意見聴取を丁寧に行い、そのニーズや生活状況を踏まえた施策を定めるものとする。

策定のスケジュール

